決議

本大会は日本楽器従業員諸君の要求を当然なるものと認む。
然るに会社は言を左右にして之を聞かず、然かも暴力団、浪人又反動団体を煽動して白昼白刃をヒラメかして示威行進をなさしめるが如きは言語道断である。
又陰険なる策略宣伝を流布して不安と動揺をなさしめ且つ吾々が最も尊重する労働者の団結権を蹂躙せんとするに至っては断じて黙視することは出来ない。
会社は速かに斯る非行を改め即時従業員の要求を承認し争議を解決すべきである事を勧告す。

大正十五年五月廿七日

各工場職工大会

日本楽器会社 御中

五、工場施設其の他に関する会社の発表

会社は工場施設其の他に関する待遇改善策考究中の所漸く其の成案を得たるを以て新規職工採用を機とし六月七日之を発表した。
其の内容は左記によりて明らかなるが如く職工側の要求に鑑み其の大部分を是認したるものありと云ふも、その中心的要求とも称すべき歎願書第六條「年功賞与」全第七條「退職手当」に関しては何等触るる所なく又第八條の「最低賃金」に関しては職工側の要求とかなりの距離がある。
尚茲に一言すべきは本発表と前後して市内各工場に於ても夫々幾分の改善策が講ぜられしことである。

左記

(一) 工場施設に関する件

一、工場内空気ノ清潔ヲ保持スル為メ鋸屑、塵埃等ノ排除装置ヲ一層完全ニスル事

二、食堂兼集会所ハ設計調査中ナルヲ以テ其成案ヲ得次第建設ニ着手スル事。

三、従業員洗面所及便所ヲ左記ノ個所ニ増設スル事。